

長久手市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)
に対するパブリックコメント実施結果

令和2年1月

長久手市

長久手市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)に対するパブリックコメントに寄せられた意見一覧及び市の考え方

1 実施状況

(1) 募集期間

令和元年11月27日(水曜日)から令和元年12月26日(木曜日)まで

(2) 計画案の公表・配布

保健センター健康推進課窓口、市役所西庁舎1階情報コーナー、市ホームページ

2 意見の提出人数、件数

1人、8件

3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおりです。

第2条【定義】

意見番号	意見内容	市の考え方
1	・第2条(3)の解説で、医師と産業医が併記されていますが、産業医も医師であり、敢えて重複させて記載する意味は何でしょうか。臨床医、産業医、といった記載なら理解できますが。	【解説のとおりとします】 ご意見のとおり産業医も医師であることは認識していますが、労働衛生に従事する保健医療等関係者を具体的に記載することで、わかりやすくなると考え、並べて記載しています。

第3条【基本理念】第9条【基本的施策】

2	・第3条、第9条に「歯科疾患」とありますが、具体的にどのようなものを指すのかを第2条の定義などで明らかにし、また、「歯と口腔」に関する条例であり、「口腔疾患」についても触れたほうが良いと思います。	【条例案及び解説を修正します】 第2条では歯科口腔推進条例の目的である歯と口腔の健康について、定義しています。これは、市民の生涯にわたり健康で質の高い生活を確保するために、歯と口腔の健康についての取組について説明しており、「歯科疾患」については、解説にて説明しています。 また、ご意見のとおり歯と口腔に関する条例であることから、第3条、第4条、第9条の「口腔疾患」を「歯科口腔疾患」に修正します。
3	・上記と関連し第3条(2)で「～口腔とその機能の～」とあるが、「～歯および口腔とその機能の～」と、歯について触れていないのはなぜでしょうか。	【条例案を修正します】 この条例は、歯と口腔の健康を目的としています。ご意見を受けて、第3条(2)について、「歯及び口腔とその機能の～」とします。

意見番号	意見内容	市の考え方
4	・第3条、「歯科口腔保健」と「歯と口腔の健康づくり」との違いは何でしょうか。	【条例案を修正します】 第3条の「歯科口腔保健」と「歯と口腔の健康づくり」は同じことを意味しています。ご意見を踏まえ、「歯と口腔の健康づくり」という用語に統一します。
5	・同じく第3条「推進」「促進」の違いは何でしょうか。特に(4)の解説では「推進」となっています。	【解説を修正します】 第3条(1)、(4)については、市民、地域が主体であるため、「促進」という用語を使用しています。第3条(2)(3)については、長久手市を主体としているため、「推進」という用語を使用しています。 (4)の解説については、第3条(4)と同様に「促進」とします。

第4条【市民の責務】

6	・第4条、解説では歯や口腔内の清掃、と記載がありますが、食生活の実が条例内で示されています。両方示すべきではないでしょうか。	【解説のとおりとします】 第4条では「歯科疾患の予防」とし、解説にて詳細に説明しています。
7	・第4条、一次、二次予防については触れられていますが、歯科保健領域における「三次予防」については触れる必要はないのでしょうか。例えば、治療後の歯や口腔のケアなどについて触れる必要はありませんか。	【条例案及び解説を修正します】 ご意見のとおり三次予防も重要と考えます。 第4条について、二次、三次予防の観点から、「歯科保健指導を受けること」を「歯科保健指導を受け、適切な治療を受けること」に修正します。 解説についても、同様に「(4)定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて歯科保健指導を受ける」を「(4)定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて歯科保健指導を受け、適切な治療を受ける」に修正します。 ご意見の治療後の歯や口腔のケアについては、「定期的に歯科検診を受け」という用語に含まれるものとします。

第5条【歯科医療等関係者の責務】第6条【保健医療等関係者の責務】

8	・第5条、第6条、「事業者」と連携する必要はないのでしょうか。	【条例案及び解説を修正します】 ご意見を踏まえ、第5条、第6条について、第3条(3)基本理念により、「保健医療等関係者」「歯科医療等関係者」のあとに「事業者」を追加します。 解説についても、同様に「事業者」を追加します。
---	---------------------------------	--